

佐賀県DV総合対策会議設置要綱

(目的)

第1条 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）の防止及び被害者の保護を円滑に行うため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2の規定により、同法に基づく「法定協議会」として、「佐賀県DV総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DVの防止及び被害者の保護を目的とした事業の総合的な検討・調整
- (2) DVの防止及び被害者の保護を目的とした事業実施に向けた方針・方策の決定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対策会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 対策会議は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 対策会議に、会長を置く。
- 3 会長は、佐賀県の男女共同参画施策を所掌する局の副局長をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、会議の運営上必要な場合、委員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、特定の事項を調査研究させるため、対策会議の承認を得て、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員の中から会長が指名する者のほか、必要に応じ会長が委嘱する者をもって組織する。

(事業調整会)

第7条 会長は、特定の事項を実証・検討させるため、対策会議の承認を得て、事業調整会を置くことができる。

- 2 事業調整会は、会長が委嘱する者をもって組織する。

(秘密保持義務)

第8条 前3条に規定する会議の構成員は、配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護等に関する法律第5条の3の規定に基づき、正当な理由なく、会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(事務局)

第9条 対策会議の庶務は、佐賀県DV総合対策センターにおいて処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局副局长
佐賀県医師会常任理事
佐賀県弁護士会ジェンダー平等委員会代表
一般社団法人佐賀県公認心理師協会会長
認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS理事長
佐賀地方法務局人権擁護課長
佐賀県人権擁護委員連合会会長
日本司法支援センター佐賀地方事務所事務局長
佐賀地方検察庁首席捜査官
佐賀市政策推進部男女共同参画課長
佐賀県健康福祉部社会福祉課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども家庭課長
佐賀県総合福祉センター所長
佐賀県教育委員会事務局学校教育課生徒支援室長
佐賀県教育委員会事務局保健体育課長
佐賀県警察本部警務部広報県民課犯罪被害者支援室長
佐賀県警察本部生活安全部人身安全・少年課長
佐賀県健康福祉部男女参画・こども局男女参画・女性の活躍推進課長
佐賀県立男女共同参画センター事業部長
佐賀県DV総合対策センター所長